



大阪労農記者クラブ扱い

大阪労働局発表
平成25年1月17日

担 当	大阪労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 山本 和要 主任需給調整指導官 多田 優 電話 06-4790-6316 FAX 06-4790-6309
--------	---

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

大阪労働局（局長：森岡 雅人）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、一般労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

当該派遣元事業主は、同法で義務づけられている一般労働者派遣事業を行う事業所の新設の届出を厚生労働大臣へ行わないまま、当該6ヶ所の無届け事業所において、それぞれ35日から6年3ヶ月にわたり、一般労働者派遣事業を行っていた。

記

第1 被処分一般派遣元事業主

名 称	株式会社新日本
代表者の職氏名	代表取締役 岩重正一
所在地	大阪市北区西天満三丁目14番11号
許可に関する事項	許可年月日 平成14年11月1日 許可番号 般 27-020433

第2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
(労働者派遣事業改善命令の内容は第4のとおり)

第3 処分理由

株式会社新日本は、労働者派遣法違反について、繰り返し是正指導され

ていたにもかかわらず、複数の事業所において同様の法違反が認められたことから、大阪労働局長から全契約の点検及び是正を指示されていたが、当該点検中に大阪労働局の調査により次の1から5の法違反を行っていたことが明らかになったこと。

さらに、滋賀労働局・大阪労働局による合同指導監督により、次の6の法違反を行っていたことが重ねて明らかになったこと。

1. 平成22年5月26日、北海道旭川市宮下通七丁目3897番地1に所在する株式会社新日本旭川営業所において、一般労働者派遣事業を行うに当たり、労働者派遣法第11条第1項に違反して、事業所の新設に係る届出を遅くとも平成22年6月5日までに厚生労働大臣に行わなければならなかったのに、それを行わなかったこと。
2. 平成23年7月30日、東京都港区高輪三丁目25番27号に所在する株式会社新日本東京営業所において、一般労働者派遣事業を行うに当たり、労働者派遣法第11条第1項に違反して、事業所の新設に係る届出を遅くとも平成23年8月9日までに厚生労働大臣に行わなければならなかったのに、それを行わなかったこと。
3. 平成17年10月6日、滋賀県大津市御殿浜12番14号に所在する株式会社新日本滋賀営業所において、一般労働者派遣事業を行うに当たり、労働者派遣法第11条第1項に違反して、事業所の新設に係る届出を遅くとも平成17年10月16日までに厚生労働大臣に行わなければならなかったのに、それを行わなかったこと。
4. 平成23年8月27日、大分県中津市東本町2番2号に所在する株式会社新日本大分営業所において、一般労働者派遣事業を行うに当たり、労働者派遣法第11条第1項に違反して、事業所の新設に係る届出を遅くとも平成23年9月6日までに厚生労働大臣に行わなければならなかったのに、それを行わなかったこと。
5. 平成23年12月5日、沖縄県那覇市おもろまち四丁目17番21号に所在する株式会社新日本那覇事務所において、一般労働者派遣事業を行うに当たり、労働者派遣法第11条第1項に違反して、事業所の新設に係る届出を遅くとも平成23年12月15日までに厚生労働大臣に行わなければならなかったのに、それを行わなかったこと。

6. 平成 22 年9月1日、滋賀県長浜市高月町高月 1979 番地に所在する株式会社新日本高月事務所において、一般労働者派遣事業を行うに当たり、労働者派遣法第 11 条第1項に違反して、事業所の新設に係る届出を遅くとも平成 22 年9月 11 日までに厚生労働大臣に行わなければならなかったのに、それを行わなかったこと。

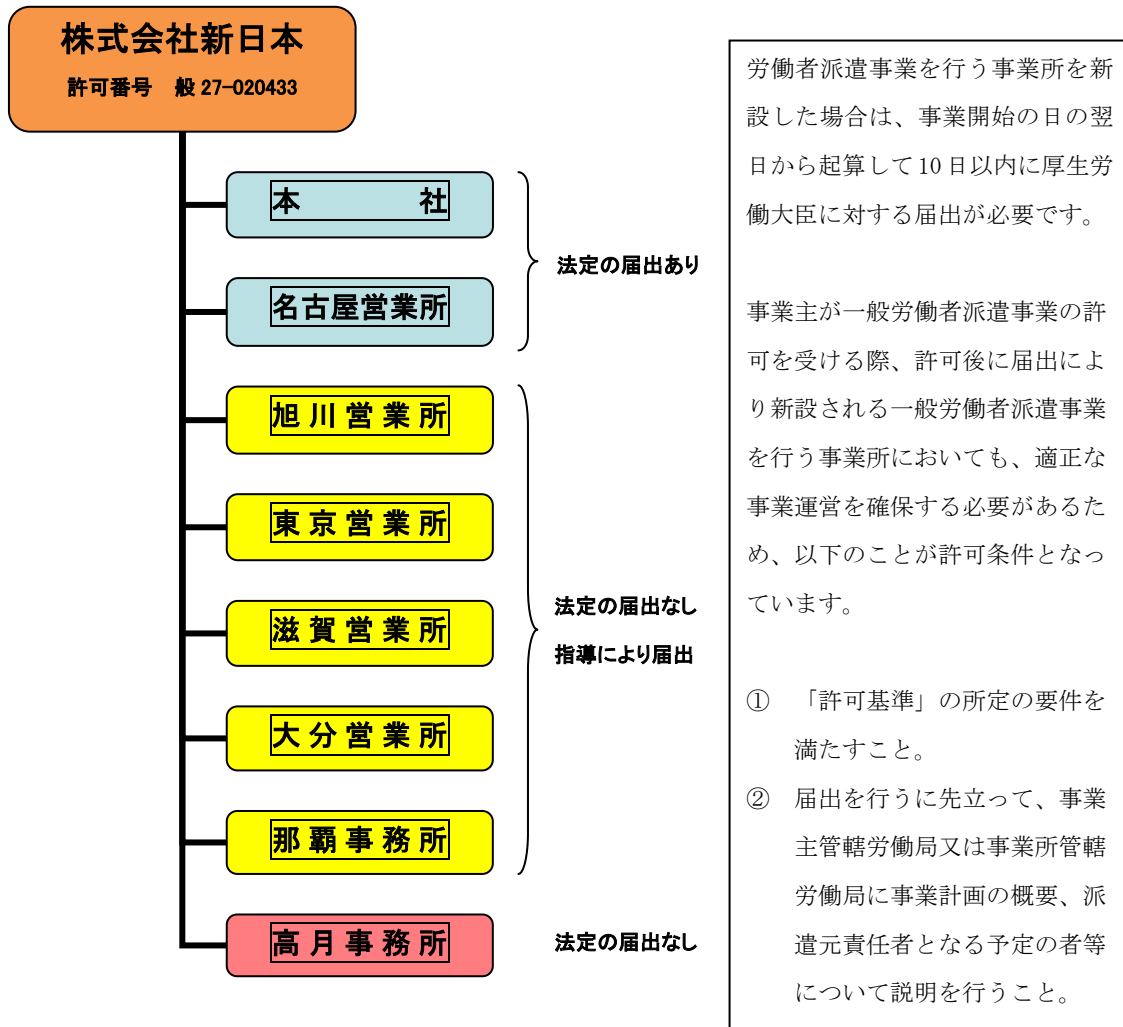
第 4 労働者派遣事業改善命令の内容

1. 労働者派遣事業、請負事業に係る全社総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。
総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

(1)労働者派遣法第 11 条第1項

2. 第3に記載した法違反発生の原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
3. 全社にわたり遵法体制の整備を図ること。

概要図



許可基準

- 専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われるものでないこと。
- 派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足る能力を有するものであること。
- 個人情報等を適正に管理し、派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
- 事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。（一般労働者派遣事業を的確、安定的に遂行するに足る財産的基礎、組織的基礎や当該事業に適した事業所の確保等一定以上の事業遂行能力。）

参 考

労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働者に従事させることを業として行うことをいう。

労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の二者に分けられる。

一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業

「特定労働者派遣事業」

- 派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。
- 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣に対して届出書を提出しなければならない。

「一般労働者派遣事業」

- 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。(派遣労働を希望する労働者を登録しておき、労働者派遣をするに際し、当該登録されている者の中から期間の定めのある労働者派遣をするいわゆる登録型の労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業の典型的な形態である。)
- 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣に対して、許可を申請しなければならない。

株式会社新日本は、平成 14 年 11 月 1 日に一般労働者派遣事業の許可を受けている。(許可番号 般 27-020433)

事業所を新設する際の届出

- 労働者派遣事業を行う事業所を新設する際は、事業開始の翌日から起算して 10 日以内に、厚生労働大臣に届け出ることになっている。

- 株式会社新日本は、一般労働者派遣事業を行う事業所を新設したにもかかわらず、厚生労働大臣に法定の期日以内に届出を行わなかったものである。

一般労働者派遣事業を行う事業所とは、一般労働者派遣事業の内容となる業務処理（就業条件の明示、派遣労働者に係る労働契約の締結若しくは派遣労働者となろうとする者の登録、派遣労働者に係る雇用管理の実施等の事務の処理。）の一部又は全部を行っている事業所である。

労働者派遣法 (抄)

(一般労働者派遣事業の許可)

第5条

第1項

一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

第2項

前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第2号 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

第3号 一般労働者派遣事業を行う事業所の名称及び所在地

第4号 第36条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

(変更の届出)

第11条

第1項

一般派遣元事業主は、第5条第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

○ 労働者派遣法施行規則

第8条第1項

法第11条の規定による届出をしようとする者は、法第5条第2項第4号に(略)掲げる事項以外の事項の変更の届出にあっては当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、(略)厚生労働大臣に提出しなければならない。

(改善命令等)

第49条

第1項

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条

第1項

この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○ 労働者派遣法施行規則

第55条

次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。

ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第4号 法第49条第1項及び第2項の規定による命令

第61条

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

第2号 第11条第1項、(略)の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者

第62条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第58条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。